



宮 崎 県 公 報

平成20年7月7日(月曜日) 第 1996 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活福祉課) 2

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商業支援課) 3
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(2件)(地域農業推進課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………(農村計画課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了……………(“) 4

雑 報

- 平成20年度行政書士試験の実施について…………… 4

正 誤

- 平成20年3月31日付け県公報(号外第16号)中…………… 5

告 示

宮崎県告示第 526号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月7日から平成20年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
202	県道	鞍岡赤 谷線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字笠部谷6407番5地先から同郡同町同大字同字6407番5地先まで	旧	7.2 ~ 11.0	38.6
				新	7.2 ~ 17.2	

宮崎県告示第 527号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月7日から平成20年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字佐別当3648番1地先から同郡同町同大字字波埴3449番イ地先まで	旧	6.4 ~ 9.2	176.3
				新	18.0 ~ 37.0	

宮崎県告示第 528号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月7日から平成20年7月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日之影町大字分城字大平302番6地先から同郡同町同大字同字 297番6地先まで	旧	9.8 ~ 30.8	112.3
				新	9.8 ~ 36.6	

宮崎県告示第 529号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 7 日から平成20年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
202	県道	鞍岡赤谷線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字笠部谷6407番 5 地先から同郡同町同大字同字6407番 5 地先まで	平成20年 7 月 7 日

宮崎県告示第 530号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 7 月 7 日から平成20年 7 月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字分城字大平302番 6 地先から同郡同町同大字同字 297番 6 地先まで	平成20年 7 月 7 日

宮崎県告示第 531号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 20-1	株式会社 岩切建設	児湯郡高鍋町大字北高鍋字頭無井手	5.00	17.03	平成20年 6 月

代表取締役 岩切洋	2853番 4、2853番地先排水路の一部、2853番地先用水路の一部	11日
-----------	-------------------------------------	-----

宮崎県告示第 532号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 20-2	有限会社 川上建設 代表取締役 川上勝男	小林市大字堤字内侍塚3493-11、3493-12、3494-9	4.50	72.00	平成20年 6 月 20日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年 7 月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 20年 6 月 19日	特定非営利活動法人 ハートイン りずみっく	矢口 エツ子	宮崎県宮崎市恒久南 3 丁目 10番地19	この法人は、主として、社会復帰・自立・社会参加に努力している障害者に対して、社会適応訓練、職業訓練、職業能力開発訓練等の諸事業並びに一般就業・雇用にかかわる事業の推進を図り、障害者の安心・安定した地域生活を支援し、もって、ノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与する事を目的と

	する。	(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。	(2) 期間 平成20年7月7日から平成20年11月7日まで	8 意見書の提出先及び期間
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。	(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課	(2) 期間 平成20年7月7日から平成20年11月7日まで
平成20年7月7日 宮崎県知事 東国原 英 夫	9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、社団法人川南町農業公社及び財団法人北浦町農業公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。 平成20年7月7日 宮崎県知事 東国原 英 夫
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、社団法人宮崎県農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。 平成20年7月7日 宮崎県知事 東国原 英 夫	1 承認年月日 平成20年6月2日
マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店	2 承認に係る農地保有合理化事業の種類 法第4条第2項第1号及び第4号に掲げる事業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、社団法人宮崎県農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。 平成20年7月7日 宮崎県知事 東国原 英 夫
宮崎市大字島之内字境田6358番1 外	1 承認年月日 平成20年6月2日	2 承認に係る農地保有合理化事業の種類 法第4条第2項第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げる事業
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大五郎土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 平成20年7月7日 宮崎県知事 東国原 英 夫	1 就任した役員
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄	平成20年7月7日	2 退任した役員
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号	1 就任した役員	2 退任した役員
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈	1 就任した役員	2 退任した役員
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	1 就任した役員	2 退任した役員
3 変更した事項	1 就任した役員	2 退任した役員
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄		
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号		
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄		
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号		
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈		
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号		
(2) 大規模小売店舗の名称		
(変更前) マックスバリュ島之内店		
(変更後) マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店		
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄		
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号		
未定		
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄		
福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目13番21号		
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈		
広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号		
4 変更の年月日		
平成20年5月10日		
5 変更する理由		
(1) 代表者交替及び建物の譲渡のため		
(2) 小売業者決定に伴う名称変更のため		
(3) 小売業者決定のため		
6 届出年月日		
平成20年6月26日		
7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間		

役名	氏 名	住 所
監 事	羽 島 幸 雄	都城市丸谷町1715番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	福 田 優	国富町大字八代北保1930番地
理 事	函 師 邦 彦	西都市大字上三財2761番地
理 事	矢 野 義 光	国富町大字八代北保1965番地
理 事	重 富 健 徳	国富町大字八代南保3793番地
理 事	深 見 利 光	国富町大字八代南保3712番地
理 事	中 西 和 男	国富町大字八代南保3681番地 1
理 事	中 須 司	国富町大字八代北保1954番地
理 事	関 谷 勉	国富町大字八代北保2027番地 4
理 事	大 野 征 志	国富町大字八代北保1237番地
監 事	緒 方 俊 昭	国富町大字八代南保3887番地
監 事	黒 木 幸 哉	国富町大字八代南保3676番地21

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	福 田 優	国富町大字八代北保1930番地
理 事	田 上 利 一	国富町大字八代北保3701番地 4
理 事	矢 野 義 光	国富町大字八代北保1965番地
理 事	川 添 哲 男	国富町大字八代南保3534番地
理 事	芝 吹 正 則	国富町大字八代南保3681番地 2
理 事	江 藤 正 和	西都市大字上三財2766番地

理 事	中 須 寛	国富町大字八代北保1921番地 3
理 事	加 藤 文 夫	国富町大字八代北保2025番地
理 事	桜 井 金 次 郎	国富町大字八代南保4719番地
監 事	緒 方 俊 昭	国富町大字八代南保3887番地
監 事	黒 木 幸 哉	国富町大字八代南保3676番地21

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成20年7月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
内山南	宮崎市	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業	平成20年3月14日
前 平	宮崎市・ 清武町	農林漁業用揮発油税財 源身替農道整備事業	平成20年3月12日
さぎせ 原	宮崎市	ふるさと農道緊急整備 事業	平成20年3月26日

雑 報

平成20年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により宮崎県知事から委任された平成20年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成20年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成20年11月9日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎大宮高等学校（宮崎市神宮東1-3-10）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟 法、国家賠償法及び地方自治法を中心と する。）、民法、商法及び基礎法学の中か らそれぞれ出題し、法令については、平成 20年4月1日現在施行されている法令に関 して出題します。
行政書士の業務に 関連する一般知識	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保 護、文章理解

等 (出題数14題)

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間
平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで
- イ 受付場所
財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館1階)
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月5日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類
受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)
- エ 受験手数料
7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

- (ア) 配布期間
平成20年8月4日(月)から8月29日(金)まで
- (イ) 配布方法
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。
ただし、8月29日必着のこと。
郵便番号 100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

- (ア) 配布期間
平成20年8月4日(月)から9月5日(金)まで
- (イ) 配布場所
財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各市役所及び町村役場

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受験申込み画面への入力
財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。
- イ 受験手数料の払込み
 - ① 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。
 - ② 利用できるクレジットカード
VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

- ① 平成20年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで
この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- ② 最終日(9月2日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあります。申請の手続きが必要となりますので、受験申込みに先立って必ず財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時
平成21年1月26日(月)午前9時
- (2) 方法
財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号が掲載されます。

7 その他

詳細については、財団法人行政書士試験研究センター(電話:03-5251-5600)、宮崎県行政書士会(電話:0985-24-4356)又は宮崎県総務部市町村課(電話:0985-26-7116)にお問い合わせください。

正 誤

平成二十一年四月十一日付の県公報(号外第十号)

ページ	版	誤	正
四	上	日南県税事務所長 串間土木事務所長	日南県税事務所長 串間土木事務所長
四	上	高鍋県税事務所長 西部土木事務所長 延岡県税事務所長 日向県税事務所長	高鍋県税事務所長 西部土木事務所長 延岡県税事務所長 日向県税事務所長
四	上	日南県税・総務事務所長 串間土木事務所長	日南県税・総務事務所長 串間土木事務所長
四	上	高鍋県税・総務事務所長 西部土木事務所長 延岡県税・総務事務所長 日向県税・総務事務所長	高鍋県税・総務事務所長 西部土木事務所長 延岡県税・総務事務所長 日向県税・総務事務所長